

費用負担者の責任、民法その他の法律の適用

(百選「Ⅱ-250」～「Ⅱ-253」)

問題 001

国家賠償法3条1項が、営造物の設置もしくは管理にあたる者とその設置もしくは管理の費用の負担者とが異なるときは、その双方が損害賠償の責に任ずべきであるとしているのは、もしそのいずれかのみが損害賠償の責任を負うとしたとすれば、被害者たる国民が、そのいずれに賠償責任を求めるべきかを必ずしも明確にしえないため、賠償の責に任ずべき者の選択に困難をきたすことがありうるので、対外的には対外的には右双方に損害賠償の責任を負わせることによって右のような困難を除去しようとするところにあるのみでなく、危険責任の法理に基づく同法2条の責任につき、同一の法理に立って、被害者の救済を全からしめようとするためでもある。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-250)

問題 002

国家賠償法3条1項所定の設置費用の負担者には、営造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者のほか、この者と同等もしくはこれに近い設置費用を負担し、実質的にはこの者と当該営造物による事業を共同して執行していると認められる者であって、当該営造物の瑕疵による危険を効果的に防止しうる者も含まれると解すべきである。

002 解答：妥当である。(Ⅱ－250)

問題 003

国立公園に設置された観光客向けの周回路について、国の本件周回路に関する設置費用の負担の割合は2分の1近くにも達している場合であっても、国家賠償法3条1項の適用に関しては、国は本件周回路の設置費用の負担者ということとはできない。

003 解答：誤り

国の設置費用の負担割合が2分の1近くにも達している場合、国は同項にいう設置被用の負担者というべきであるとした。(Ⅱ－250)

問題 004

市町村が設置する中学校の教諭がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に生徒に損害を与えた場合において、当該教諭の給料その他の給与を負担する都道府県が国家賠償法1条1項、3条1項に従い上記生徒に対して損害を賠償したときは、当該都道府県は、同条2項に基づき、賠償した損害の半分を当該中学校を設置する市町村に対して求償することができる。

004 解答：誤り

半分ではなく、全額求償できるとした。(Ⅱ－251)

問題 005

市町村が設置する中学校の教諭がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に生徒に損害を与えた場合において、当該生徒に対する損害賠償の費用は、法令上、当該中学校を設置する市町村がその全額を負担すべきものとされているのであって、当該市町村が国家賠償法3条2項にいう内部関係でその損害を賠償する責任ある者として、上記損害を賠償した者からの求償に応ずべき義務を負う。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－251)

問題 006

失火責任法は、失火者の責任条件について民法709条の特則を規定したものであるから、国家賠償法4条の「民法」に含まれると解するのが相当である。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－252)

問題 007

消防職員の消火活動には高度の注意義務が課せられているのであり、失火責任法の立法趣旨からしても消防職員の消火活動上の過失については同法の適用はない。

007 解答：誤り

下級審はそう判示したが、最高裁は、失火責任法の適用を排除すべき合理的理由はないとし、同法の適用を認めた。(Ⅱ－252)

問題 008

公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法4条により失火責任法が適用され、当該公務員に重大な過失のあることを必要とする。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－252)

問題 009

憲法17条の保障する国又は公共団体に対し損害賠償を求める権利について、国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則とした上、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断にゆだねたものであって、法律に対する白紙委任を認めたものである。

009 解答：誤り

立法府に無制限の裁量権を付与するといった法律に対する白紙委任を認めているものではないとした。

(Ⅱ－253)

問題 010

郵便法1条に規定する目的について、郵便官署は、限られた人員と費用の制約の中で、日々大量に取り扱う郵便物を、送達距離の長短、交通手段の地域差にかかわらず、円滑迅速に、しかも、なるべく安い料金で、あまねく、公平に処理することが要請されているから、当該法の目的は正当なものである。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－253)

問題 011

書留郵便における故意重過失の責任制限について、故意重過失という例外的な場合にまで国の損害賠償責任を免除し、又は制限しなければ郵便法1条に定める目的を達成することができないとは到底考えられない。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－253)

問題 012

特別送達は、国民の権利を実現する手続の進行に不可欠なものであるが、郵便法が特別送達における軽過失の免責又は責任制限の規定を設けたことは、憲法17条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱したものということとはできない。

012 解答：誤り

憲法17条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱したものであるとした。(Ⅱ－253)